# 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)新旧対照条文

い範囲内で政令で定める日から施行) 採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)(第三条関係)(公布の日(平成十四年七月三十一日)から起算して一年を超えな

して三年を超えない範囲内で政令で定める日から施行) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)(附則関係) (公布の日(平成十四年七月三十一日)から起算

(傍線の部分は改正部分)

第一条 (同下) (目的)	第一章 総則	目次(同下)	する法律安全な血液製剤の安定供給の確保等に関	附則第二十一条改正
、安定供給の確保及び適正な使用の推進のた第一条 この法律は、血液製剤の安全性の向上(目的)	第一章 総則		する法律安全な血液製剤の安定供給の確保等に関	第三条改正
期するとともに、血液製剤の製造等に伴う採第一条 この法律は、人の血液の利用の適正を(目的)			採血及び供血あつせん業取締法	現

第四条 (同下)

ければならない。して、製造され、供給され、又は使用されな性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮

- つにしなければならない。 基本とするとともに、安定的に供給されるよとをいう。以下同じ。)が確保されることをとをいう。以下同じ。)が確保されることをとなった。以下同じ。)が確保されることをは、国内自給(国内で使用される
- されなければならない。料とする貴重なものであること、及びその原料とする貴重なものであること、及びその原
- 4 国、地方公共団体その他の関係者は、この4 国、地方公共団体その他の関係者は、この

(国の責務)

しなければならない。 基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施の安全性の向上及び安定供給の確保に関する第四条 国は、基本理念にのつとり、血液製剤

製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定解及び協力を得るための教育及び啓発、血液ることとなるように、献血に関する国民の理2 国は、血液製剤に関し国内自給が確保され

第八条(同下)(医療関係者の責務)	報の収集及び提供に努めなければならない。 安全性の向上に寄与する技術の開発並びにその血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその第七条 血液製剤の製造販売業者、製造業者及領土の政験剤の製造販売業者の責務)	第六条(同下)(採血事業者の責務)	第五条(同下)
にのつとり、血液製剤の適正な使用に努める第八条 医師その他の医療関係者は、基本理念(医療関係者の責務)	報の収集及び提供に努めなければならない。	、献血者等の保護に努めなければならない。 一向上及び安定供給の確保に協力するとともに 一向上及び安定供給の確保に協力するとともに (採血事業者の責務)	及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努力なければならない。  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)  「地方公共団体の責務)

第九条 (同下) (基本方針)

第二章

基本方針等

収集及び提供に努めなければならない。とともに、血液製剤の安全性に関する情報の

# 第二章 基本方針等

### (基本方針)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定め

確保に関する基本的な方向一の血液製剤の安全性の向上及び安定供給のるものとする。

八号において同じ。)についての中期的な血液製剤と代替性のある医薬品を含む。第一血液製剤(用法、効能及び効果について

血液製剤に開

四 献血の推進に関する事項 めの方策に関する事項 ニ 血液製剤に関し国内自給が確保されるた

六 血液製剤の安全性の向上に関する事項 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項

八 その他献血及び血液製剤に関する重要事七 血液製剤の適正な使用に関する事項

|3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基

項

第十条 (献血推進計画) (同下)

> ときは、これを変更するものとする。 本方針に再検討を加え、必要があると認める

ಠ್ಠ 薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとす れを変更しようとするときは、あらかじめ、 厚生労働大臣は、 基本方針を定め、又はこ

5 するものとする。 れを変更したときは、 厚生労働大臣は、 基本方針を定め、 遅滞なく、これを公表 又はこ

## (献血推進計画)

第十条 厚生労働大臣は、 のとする。 以下「献血推進計画」という。) を定めるも 毎年度、 翌年度の献血の推進に関する計画( 基本方針に基づき、

2 定めるものとする。 献血推進計画は、 当該年度に献血により確保すべき血液の 次に掲げる事項について

二 前号の目標量を確保するために必要な措 置に関する事項

目標量

3 前条第四項及び第五項の規定は、 その他献血の推進に関する重要事項 献血推進

計画について準用する。

4 基づき、 滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該 都道府県は、 採血事業者による献血の受入れが円 基本方針及び献血推進計画に

- 6 -

第二	
章	
採血	

5 都道府県における献血の推進に関する計画 ( するものとする。 れを厚生労働大臣に提出するとともに、 次項において「都道府県献血推進計画」とい 又はこれを変更したときは、 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め )を定めるものとする。

遅滞なく、

公表

## 献血受入計画)

第十一条

(同下)

(献血受入計画)

第十一条 成し、 単位として、翌年度の献血の受入れに関する 進計画に基づき、毎年度、 らない。 計画 (以下「 厚生労働大臣の認可を受けなければな 採血事業者は、 献血受入計画」という。 基本方針及び献血推 都道府県の区域を ) を 作

2 意見を聴かなければならない。 とするときは、あらかじめ、当該都道府県の 採血事業者は、献血受入計画を作成しよう

3

4 づき、 当該地域における円滑な実施を確保するため 議会の意見を聴くものとする。 するときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審 都道府県及び市町村は、 厚生労働大臣は、 第一項の認可を受けた献血受入計画の 第一項の認可をしようと 献血推進計画に基

### 第三章

必要な協力を行わなければならない。

#### 第十二条 (採血等の制限) (同下)

(業として行う採血の許可)

第十三条

(同下)

|採血等の制限 |

第十二条 学的検査若しくは学術研究のための血液を得 る目的で採血する場合は、この限りでない。 い。ただし、治療行為として、又は輸血、 料とする目的で採血する場合を除いては、 人も、業として、人体から採血してはならな 次に掲げる物を製造する者がその原 何 医 第三条

(略)

2

(略)

( 業として行う採血の許可 )

第十三条 生労働大臣の許可を受けなければならない。 とに、政令で定める額の手数料を納めて、厚 うとするときは、この限りでない。 る血液製剤のみの原料とする目的で採血しよ 院又は診療所における診療のために用いられ ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病 血を行う場所 (以下「採血所」という。) ご として、人体から採血しようとする者は、 血液製剤等の原料とする目的で、 採 業

2 するときは、 た場合において、次の各号のいずれかに該当 厚生労働大臣は、 同項の許可を与えないことがで 前項の許可の申請があつ 2

製造しようとする血液製剤等の供給が既

採血等の制限)

-<u>:</u> (略) 、医学的検査若しくは学術研究のための血液 らない。ただし、治療行為として、又は輸血

を得る目的で採血する場合は、この限りでな

の原料とする目的で採血する場合を除いては

次の各号に掲げる物を製造する者がそ

何人も、業として、人体から採血してはな

(略)

2

第四条 ιį めに用いられる血液製剤のみの原料とする目 ばならない。ただし、病院又は診療所の開設 を行う場所ごとに、政令で定める額の手数料 して、人体から採血しようとする者は、 的で採血しようとするときは、この限りでな 者が、当該病院又は診療所における診療のた を納めて、厚生労働大臣の許可を受けなけれ (業として行う採血の許可) 血液製剤等の原料とする目的で、 採血

た場合において、次の各号の一に該当すると きは、同項の許可を与えないことができる。 厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつ

製造しようとする血液製剤等の供給がす

	ばならない。	知事を経由して厚生労働-	るところにより、採血所(	に変更があつたときは、同	5 採血事業者は、厚生労労	らない。	地の都道府県知事を経由して行わなければな	働省令で定めるところにより、	4 第一項の規定による許可の申請は、	ようとするときは、この限りでない。	事業者について新たに採血所	議会の意見を聴くものとする。	するときは、あらかじめ、	3 厚生労働大臣は、第一5	五 (略)	て三年を経過していないとき。	しの処分を受け、そのほ	の規定による医薬品の製造業の許可の取	取消しの処分又は薬事法第七十五条第	四の申請者が第二十二条の規定による許可の		する者であるとき。	三 申請者が営利を目的として採血しようと	二 (略)	に需要を満たしていると認めるとき。
		して厚生労働大臣に届け出なけれ	の所在地の都道府県	厚生労働省令で定め	厚生労働省令で定める事項 4		して行わなければな	より、採血所の所在	可の申請は、厚生労 3	限りでない。	血所の開設を許可し	する。ただし、採血	、薬事・食品衛生審	項の許可をしようと		いとき。	その処分の日から起算し	製造業の許可の取消	法第七十五条第一項	の規定による許可の					と認めるとき。
•	して厚生労働大臣に届け出なければならない	血を行う場所の所在地の都道府県知事を経由	は、厚生労働省令で定めるところにより、採	生労働省令で定める事項に変更があつたとき	第一項の規定による許可を受けた者は、厚	ければならない。	所の所在地の都道府県知事を経由して行わな	働省令で定めるところにより、採血を行う場	第一項の規定による許可の申請は、厚生労						五 (略)			起算して三年を経過していないとき。	可の取消の処分を受け、その処分の日から	四 申請者が第十一条第一項の規定による許	きたすおそれがあると認めるとき。	する者であるため被採血者の保護に支障を	三 申請者が営利を目的として採血しようと	二 (略)	でに需要を満たしていると認めるとき。

第十六条(略)	(有料での採血等の禁止)	9 一 丑 务 ( 町)	事		第十四条(同下)
女い。   又は人の血液の提供のあつせんをしてはなら  第十六条 何人も、有料で、人体から採血し、	(有料での採血等の禁止)をすることができる。	する血液の量その他の事項に関し必要な指示と認めるときは、採血事業者に対して、採取の一次の利用の適正を期するため必要がある。		許可の申請について準用する。	新可を受けなければならない。
第七条から第十条まで 削除の提供のあつせんをしてはならない。	(血液提供のあつせんの禁止)関し必要な指示をすることができる。	て、採取する血液の量、血液の買入価格等に認めるときは、前条の許可を受けた者に対し血液の利用の適正を期するため必要があると			

第十九条(同下)(事業報告書等)	第十八条(同下)	第十七条 (同下)(業務規程)

#### ま、同様とする。 国内で献血により得られる人血漿であつて人 国内で献血により得られる人血漿であつて人 国内で献血により得られる人血漿であつて人 国内で献血により得られる人血漿であつて人 国内で献血により得られる人血漿であつて人 第十七条 採血事業者は、採血及び原料血漿(

(業務規程)

は、遅滞なく、その業務規程を公表しなければ、遅滞なく、その業務規程を公表しなければ、遅血事業者は、第一項の認可を受けたとき労働省令で定める。

(事業計画等)

れを変更したときも、同様とする。 するとともに、公表しなければならない。こ及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出のるところにより、その事業年度の事業計画 第十八条 採血事業者は、採血関係業務に関し

(事業報告書等)

第十九条 採血事業者は、採血関係業務に関し

第二十二条 (同下) (許可の取消し等)			第二十一条 (同下) (採血所の管理等)	第二十条 (同下)	文集分
第二十二条  厚生労働大臣は、採血事業者が、 第十一条  (許可の取消し等)	る。  までの間その業務の停止を命ずることができ 設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行う に対し、その採血の業務の管理若しくは構造	2 厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基一時を含む。以下同じ。)において、採血しな一切を含む。以下同じ。)において、採血しなる。以下同じ。)において、採血しなる。以下同じ。)において、採血の用に供する車	める採血の業務の管理及び構造設備に関する第二十一条(採血事業者は、厚生労働省令で定(採血所の管理等)	とるべきことを命ずることができる。	、 ないで定めるところにより、その事業年度の おしなければならない。 表しなければならない。 表しなければならない。 表しなければならない。
十一条 厚生労働大臣は、第四条第一項の規(許可の取消し等)					

2 (略) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	2 (略)	第二十四条(同下)(採血者の義務)
3 (略)		
立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若徴し、又は当該職員をして採血を行う場所に規定による許可を受けた者から必要な報告を規定による許可を受けた者から必要な報告を場上二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、(立入検査等)	せ、若しくは関係者に質問させることができ血所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査さら必要な報告を徴し、又は当該職員をして採第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は(立入検査等)	第二十三条 (同下)
ができる。は期間を定めてその業務の停止を命ずることに違反したときは、その許可を取り消し、又に違反したときは、その許可を取り消し、又定による許可を受けた者が、この法律、この定による許可を受けた者が、この法律	<ul><li>命ずることができる。</li><li>り消し、又は期間を定めてその業務の停止をによる指示に違反したときは、その許可を取による指示に違反したときは、その許可を取っている。</li></ul>	

毎   三 当該年度において供給すると見込まれる原料   三 当該年度に確保されるべき原料血漿の量   三 当該年度において供給すると見込まれる原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるできない。   三 当該年度に確保されるできない。   三 当該年度に確保されるできない。   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべき原料   三 当該年度に確保されるべきの目標   三 当はをいるではないのではないのではないのではないるではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないの	年度、翌年度において供給すると見込まれるじ。)は、需給計画の作成に資するため、毎(製造販売業者及び血液製剤の製造販売業者等
を除く。以下この条及び次条において同じ。 を除く。以下この条及び次条において同じ。 るものとする。 一 当該年度に必要と見込まれる血液製剤の 種類及び量 輸入されるべき血液製剤の種類及び量の [型]	2 (同下)
	第二十五条 (同下) (需給計画) 第四章 血液製剤の安定供給

れた実績が需給計画に照らし著しく適正を欠2.厚生労働大臣は、前項の規定により報告さ	れた実債が需給計画に照らし著しく適正を欠2 厚生労働大臣は、前項の規定により報告さ
ければならない。	しなければならない。
造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなし。	の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告
第二十六条 血液製剤の製造業者	17
(実績報告等)	(実績報告等)
ばならない。	ければならない。
輸入に当たつては、需給計画を尊重しなけれ	くは輸入に当たつては、需給計画を尊重しな
原料血漿の配分又は血液製剤の製造若しくは	は、原料血漿の配分又は血液製剤の製造若し
7 採血事業者及び血液製剤の製造業者等は、	7 採血事業者及び血液製剤の製造販売業者等
するものとする。	
れを変更したときは、遅滞なく、これを公表	
6 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこ	6 (同下)
<b>వ</b> ్ట	
薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとす	
れを変更しようとするときは、あらかじめ、	
5 厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこ	5 (同下)
よう配慮しなければならない。	
血液製剤の製造に対し、優先的に配分される	
、医療上の必要性が高いと認められる種類の	
4 需給計画の作成に当たつては、原料血漿は	4 (同下)
°	ない。
項を厚生労働大臣に届け出なければならない	る事項を厚生労働大臣に届け出なければなら
血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事	れる血液製剤の量その他厚生労働省令で定め
血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる	原料血漿の量 、

(薬事・食品衛生審議会への報告)	(採血事業者の情報提供)	第五章 雑則	の者に原料血漿を配分してはならない。第二十七条 採血事業者は、血液製剤について第二十七条 採血事業者は、血液製剤について(採血事業者による原料血漿の配分)	3 (同下) 、又は輸入すべきことを勧告することができる。 を製者等に対し、需給計画を尊重して製造して製造しる。
(薬事・食品衛生審議会への報告)	(採血事業者の情報提供) (採血事業者の情報提供)	第五章 雑則	原料血漿を配分してはならない。 第二十七条 採血事業者は、血液製剤について 第二十七条 採血事業者は、血液製剤について の利益業 原料血漿を配分してはならない。	3 厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施 状況について、薬事・食品衛生審議会に報告 状況について、薬事・食品衛生審議会に報告 と認めるときは、当該報告を行つた製造業

第三十二条 (同下)	第六章 罰則	第三十一条 (同下)	第三十条 (略) (業として行う採血と医業)	第二十九条 (同下)
に処し、又はこれを併科する。三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金第三十二条(第十六条の規定に違反した者は、	第六章 罰則	(事務の区分) (事務の区分) (事務の区分) (事務の区分)	第三十条 (略) (業として行う採血と医業)	第二十九条 厚生労働大臣は、毎年度、薬事法のとする。
、又はこれを併科する。以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し第十五条(第六条の規定に違反した者は、三年(罰則)		第一号に規定する第一号法定受託事務とする第一号に規定する第一号法定受託事務とする明和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第十四条の二 第四条第三項及び第四項並びに第十四条の三 第四条第三項及び第四項並びに	第十四条 (略) (業として行う採血と医業)	

第 三 十 七 条	第三十六条	第三十五条	第 三 十 四 条	第 三 十 三 条
(同下)	(同下)	(同下)	(同下)	(同下)
懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の及びその職員並びにこれらの者であつた者が及びその職員並びにこれらの者であつた者が第三十七条 第二十四条第一項の採血者(その	下の罰金に処し、又はこれを併科する。した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以第三十六条(第二十条の規定による命令に違反	の罰金に処し、又はこれを併科する。者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下第三十五条(第十四条第一項の規定に違反した	金に処し、又はこれを併科する。 、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰の規定による業務停止の処分に違反した者は第三十四条(第二十一条第二項又は第二十二条	する。
				を併科する。

	第三十九条 (同下)	第三十八条 (同下)
世 その他政令で定める医薬品	条の罰金刑を科する。	明以下の罰金こ処する。 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・